

JALのマイルがたまるトラリピプログラム 利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社マネースクエア（以下「当社」といいます）が提供する「JALのマイルがたまるトラリピプログラム」制度について必要な事項を定めることを目的とします。

第2条（定義）

「JALのマイルがたまるトラリピプログラム」とは、トラリピFX/CFDにおける日々のお取引やキャンペーンなどによりお客様にマイルが積算されるサービスです。

第3条（JMB お得意様番号の登録）

お客様本人のJALマイレージバンク（以下「JMB」といいます）お得意様番号を当社にご登録いただくことで、マイルをためることができます。法人口座のお客様は、取引責任者のJMBお得意様番号を登録することができます。

JMBお得意様番号の登録がない場合は、マイルをためることができません。また、JMBお得意様番号を登録する以前の取引やキャンペーンについて、遡ってマイルをためることはできません。

第4条（マイルの積算）

お取引による「JALのマイルがたまるトラリピプログラム」は、トラリピの運用状況に応じて積算される「毎日マイル」、トラリピのお取引高に応じて積算される「取引マイル」、及び当社に登録のJMBお得意様番号に紐づくJALカードをお持ちのお客様に追加で積算される「JALカードボーナスマイル」があり、次表のとおり、マネースクエアステータス毎に定められたマイルがJMBの会員口座に積算されます。

マネースクエアステータス	マネースクエアステータス条件	毎日マイル	取引マイル	JALカードボーナスマイル
トリプルスター	預託証拠金が1,000万円以上	1日あたり10マイル	トラリピ1,000通貨(10Lot)成立ごとに3マイル	取引マイルと同数のマイルを追加で積算
ダブルスター	預託証拠金が100万円以上	1日あたり5マイル	トラリピ1,000通貨(10Lot)成立ごとに2マイル	
シングルスター	預託証拠金条件なし	1日あたり1マイル	トラリピ1,000通貨(10Lot)成立ごとに1マイル	

毎日マイルは、対象となるトラリピが1件以上でたまります。複数件が同時に対象となる場合でもマイル数は一律で、重複してためることはできません。翌日が取引日でない場合は、次の取引日までの日数分のマイルもたまります。NYクローズ時点で、次の条件をすべて満たす「注文中」のトラリピが対象です。

通貨ペア：豪ドル/ニュージーランドドル、ユーロ/英ポンド、ノルウェークローネ/スウェーデンクローナ、米ドル/シンガポールドルのいずれか

レンジ：クローズレートがトラリピのレンジの中にあること（買いの場合はASKレート、売りの場合はBIDレートで判定します）

利益値幅：50pips 以下

トラップ値幅：25pips 以下

その他の設定：決済トレールおよびレンジシフトを設定していないこと

ただし、一部取消しによって、トラリピの一本ごとの注文が等間隔でなくなったトラリピ、および当初設定のトラップ値幅と異なることとなったトラリピは対象外とします。

取引マイルは、トラリピで成立した注文数量を合計し、1,000通貨または10lotごとに1単位として、マイルがたまります。ただし、トラリピ取消（「決済注文を残す」を含むすべてのトラリピ取消）、トラリピ再設定（「決済注文を残す」を含むすべてのトラリピ再設定）、ストップロスおよびロスカットによる成立は除きます。また、トルコリラ/円、南アフリカランド/円、メキシコペソ/円、Nクローネ/Sクローナは、1万通貨を1,000通貨として換算します。取引量の計算において、1,000通貨/10lot未満の端数が生じた場合は、1マイル未満の端数が累積されます。

マイルは、1マイル単位でJMBに積算されます。端数は合計して1マイルに達した時点で積算されます。

JALカードボーナスマイルは、当社に登録のJMBお得意様番号に紐づくJALカードを保有されているお客様に自動的に適用されます。ただし、JALカードの保有状況の判定は、マイル積算を行う当月の任意の時点に行われます。当社に登録のJMBお得意様番号に紐づくJALカードをお持ちでない場合は対象外です。JALカードボーナスマイルは、JMB口座に積算された取引マイルと同数のマイルを追加で積算いたします。

2. 毎月1日時点で当社に登録のJMBお得意様番号に対して、前月1カ月分のマイルを月末までに積算いたします。なお、JMBの退会などの理由によりマイル積算できなかった場合、このマイルは失われます。

3. 第1項の定めにかかわらず、JMB口座にマイルが積算されるまでに、成立の修正や取消となった取引、その他マイルの積算が相当でないと当社が判断する取引には、マイルが積算されません。

4. キャンペーンによるマイルは、キャンペーン毎に積算条件、積算マイル数、積算日などを当社が定めることとし、その詳細は当社のウェブサイトにおける各キャンペーンページ等において告知するものとします。

5. JMB口座に積算されたマイルについては「JMB一般規約」の定めに従います。

第5条（マネースクエアステータス）

マネースクエアステータスは、当日の取引終了時刻におけるFX口座およびCFD口座の預託証拠金を合算した、合計預託証拠金をもって、総合口座ごとに毎営業日判定いたします。

第6条（有効期限等）

JMB口座に積算されたマイルの有効期限については、「JMB一般規約」の定めに準じます。「JALのマイルがたまるトラリピプログラム」による、1マイル未満の端数を含むJMB口座に積算前のマイルの有効期限は、対象となる取引のあった日の属する年度（※）の翌々年度末までとします。期限を迎えたJMB口座に積算前のマイルは失われるものとします。

※「年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までの1年間を表します。

2. 前項に定めるほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、JMB口座に積算前のマイルはすべて失われ、積算されないものとします。

- ① トラリピFX/CFD口座の利用停止または口座の解約の場合
- ② トラリピFX/CFD取引に係る約款等もしくは本規約または関連法規にお客様が違反した場合
- ③ 当社が「JALのマイルがたまるトラリピプログラム」制度の廃止を決定した場合

第7条（本規約の改訂）

当社は、お客様に事前に通知または公表することなく、本規約の内容を改訂する場合があります。お客様はあらかじめこれを承諾するものとします。

2. 前項の改訂によりお客様に不利益または損害が生じた場合でも、当社はこれらについて一切責任を負わないものとします。

以上

2026年1月31日制定

2026年4月18日改訂